

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設 [令和 6 年度から課税] [令和 6 年 1 月 1 日施行]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設 [令和元年度から譲与] [平成 31 年 4 月 1 日施行]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注 1）

譲与団体：市町村 及び 都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分
※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正
（都道府県）総額の 1 割（注 2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

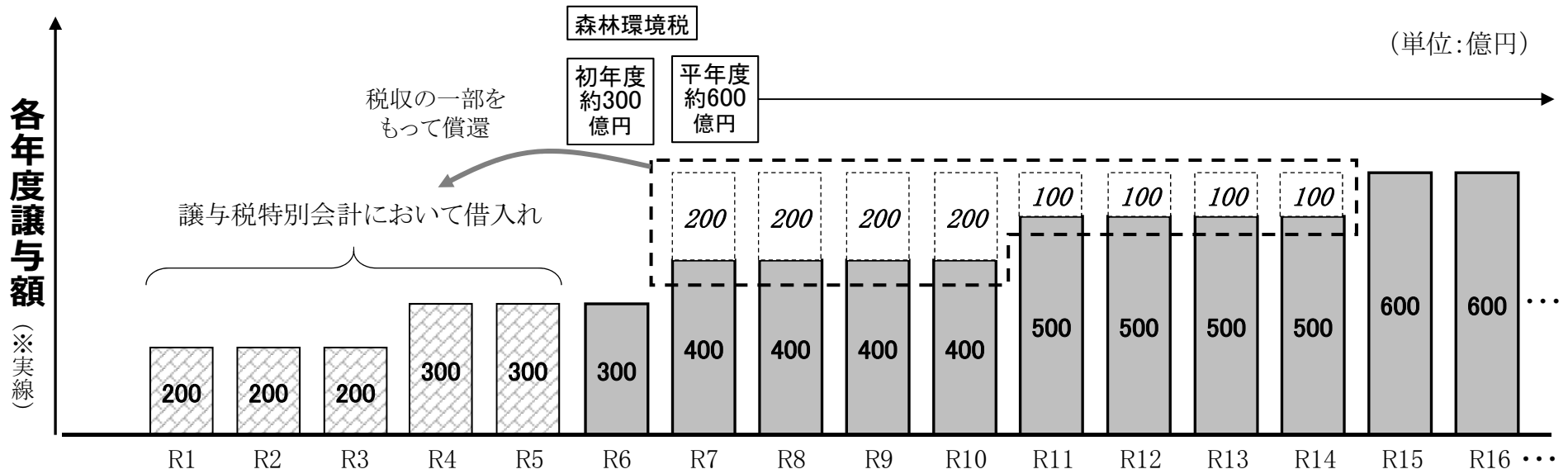
使途の公表：インターネットの利用等の方法により公表

（注 1）令和 5 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。
借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注 2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

森林環境譲与税の譲与額と譲与基準等について

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



| 市町村: 都道府県の割合 | 80 : 20 | | | | | 85 : 15 | | | | 88 : 12 | | | | 90 : 10 | | |
|-----------------|---------|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---------|-----|---|
| 【市町村分】 | 160 | 160 | 160 | 240 | 240 | 240 | 340 | 340 | 340 | 340 | 440 | 440 | 440 | 440 | 540 | → |
| 【都道府県分】 | 40 | 40 | 40 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 | → |

| | | |
|-------|----------|----------------------|
| 市町村分 | 50% | 私有林人工林面積 (※林野率による補正) |
| | 20% | 林業就業者数 |
| | 30% | 人口 |
| 都道府県分 | 市町村と同じ基準 | |

| | |
|---------------|-----|
| 林野率85%以上 | 1.5 |
| 林野率75%以上85%未満 | 1.3 |

※税収は粗い見込み値、計数全般は借入金利子を勘案していない。
 ※課税開始初年度のR6年度は、市町村への納付・納入が6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となる見込み。